

地域を支える皆様を応援します!

人材確保

広島県障害福祉

従事者処遇改善

緊急支援事業

のご案内



障害福祉分野の人材不足が厳しい中、多職種と遜色ない処遇改善に向けて令和8年の報酬改定の時期を待たず緊急的対応として障害福祉サービス事業所等に勤務する職員の賃上げの支援を行うことを目的とする。

申請受付期間

令和8年**4月10日**金 ~ **5月11日**月

申請方法について

複数の施設を運営している事業者は、まとめて申請いただけます。
法人単位にまとめて申請してください。

WEB申請とします

詳しくはこちらをご確認ください。専用ホームページ▶
<https://hiroshima-hks.jp/>



WEB申請について

- 1 **HP掲載の申請書(Excel)**をご準備ください。
- 2 HP内【申請はこちら】より**メールアドレスの登録**を行い、**管理番号**を取得してください。(自動発番されます)
- 3 登録後、自動発信にて**ご登録先のメールアドレス**へ、申請を行うためのご案内を発信いたします。そちらを利用し、**申請内容の登録**を行ってください。
- 4 事業者情報登録後、**マイページより申請書**をご提出ください。

申請に関する詳細は、専用ホームページをご覧ください。

支援を受けるためには申請が必要です。裏面もご覧ください。

障害福祉人材確保・職場環境改善等事業 補助金額

- 以下の算定式に基づき、各事業所が受け取る補助金の額を算定・支給します。
算定式の「加算減算」には、福祉・介護職員処遇改善加算分等が含まれます。

$$\begin{array}{c} \text{基準月の総報酬} \\ \text{(基本報酬+加算減算)} \times 1 \text{単位の単価} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{交付率} \end{array} = \begin{array}{c} \text{補助額} \end{array}$$

- 基準月は原則12月です。新規開設の事業所は令和8年1月～3月の任意の月を対象月とすることがあります
 - これにより、標準的な職員配置の事業所で、福祉・介護職員1人当たり54,000円相当の補助金が交付されます。
- ※このような仕組みで補助金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況、補助金の使途などによっては、福祉・介護職員の皆さま全員に対して、一律で54,000円の人件費の引き上げを行うものではありません。

「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業 補助金」Q&A

Q1 どのような補助金なの？

A1 **福祉・介護職員の賃上げ等を目的とする補助金です。**

- 障害福祉サービス等事業所に対し、従来の障害福祉サービス等報酬上の処遇改善加算等に加えて、**全額を福祉・介護職員等の人件費の引き上げに使うことを要件とした補助金です。**

Q2 補助金の額はどのように決められるの？

A2 **各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。**

Q3 補助金の申請手続きは？

A3 **法人ごとに都道府県に対して申請を行えます。**

- 補助金を申請する場合、事業者は、**都道府県に計画書を提出してください。**
※ 障害福祉サービス等報酬関係で政令指定都市・中核市に届出を行う事業者も、この補助金の申請先は都道府県です。
- 福祉・介護職員等処遇改善加算の申請様式と一体化した様式を用いて申請様式の記入をすることはできますが、**補助金の申請先は都道府県であり、処遇改善加算の申請先が指定権者**ですので、**それぞれ提出が必要です。**
- 都道府県ごとに、同一法人内の事業所の申請をまとめて行うことができます。**計画書は、都道府県から示される様式を用い、都道府県ごとに作成してください。**
- 補助期間終了後、事業者は**都道府県に実績報告書を提出する必要があります。**
(要件を満たさない場合は、補助金の返還が必要となることがあります。)
- 今回の補助金の支払は、申請後、補助額が確定した後で、各都道府県から行われます。

具体的な期限、Q&A及び要綱等については、専用ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/syogukaizen-tokureikoufu.html>



【お問い合わせ】 広島県介護・障害福祉従事者処遇改善支援事業 事務局

電話 **082-248-7711** 開設時間 9:00~17:00(平日のみ)